

地方税改革に関する4つの要望

平成25年7月

【提案要望先】 総務省、財務省

奈良県の提案要望

● 地域間の税収格差の是正等を図るため、関係法令を改正し、以下の事項を推進されることを提案する。

＜1＞ 社会保障目的となる地方消費税(引上げ分)の清算基準について
地方消費税の引き上げ分については、地方の社会保障経費を反映する高齢者人口等を清算基準とすること。

＜2＞ 現行の地方消費税の清算基準の見直し
人口基準の比率を高め、県外消費支出を考慮した清算基準に変更すること。

＜3＞ 地方法人課税と地方消費税の税源交換
地方法人課税については国税化し、国の消費税については地方消費税化する税源交換について検討すること。

＜4＞ 地方法人特別税制度の維持
地方法人特別税制度は当面維持すること。

○奈良県税制調査会(平成25年3月設置)

奈良県の税制のあり方を検討する「奈良県税制調査会」を設置。
税源の偏在(格差)是正などについて平成25年6月26日付けで「地方税改革に関する4つの提言」をいただき、この要望に反映。

氏 名	所 属 ・ 職 名
上村 敏之	関西学院大学経済学部 教授
城戸 英樹	奈良県立大学地域創造学部 准教授
佐藤 主光	一橋大学大学院経済学研究科、国際・公共政策大学院 教授
鈴木 将寛	京都大学経済研究所 准教授
竹本 亨	帝塚山大学経済学部 准教授
林 宏昭(座長)	関西大学経済学部 教授(副学長)
横山 直子	大阪産業大学経済学部 教授

地方消費税の清算基準における課題

奈良県資料

＜1＞ 引き上げ分の清算基準(案)

配分(案)	65歳以上人口	3/4	市町村への 交付基準	人口のみ 1/1
	18歳以下人口	1/4		

＜2＞ 現行の清算基準

奈良県の1世帯当たり消費支出は全国3位であるにもかかわらず、
清算後の1人当たり地方消費税額は全国最下位レベル

→「最終消費地と税の帰属地の不一致」
現行の清算基準が供給サイドの統計数値であることが影響

※1人当たり地方消費税額の格差(都道府県間清算後)
・平成23年度 東京都 27,872円、奈良県 15,269円(格差 約 1.8 倍)
・平成22年度 東京都 31,012円、奈良県 15,819円(格差 約 2.0 倍)
・平成21年度 東京都 25,458円、奈良県 15,166円(格差 約 1.7 倍)

清算基準	小売年間 販売額	サービス業対個人 事業収入額	人 口	従業者数	人口	従業者数
(割 合)	6/8		1/8	1/8	1/2	1/2

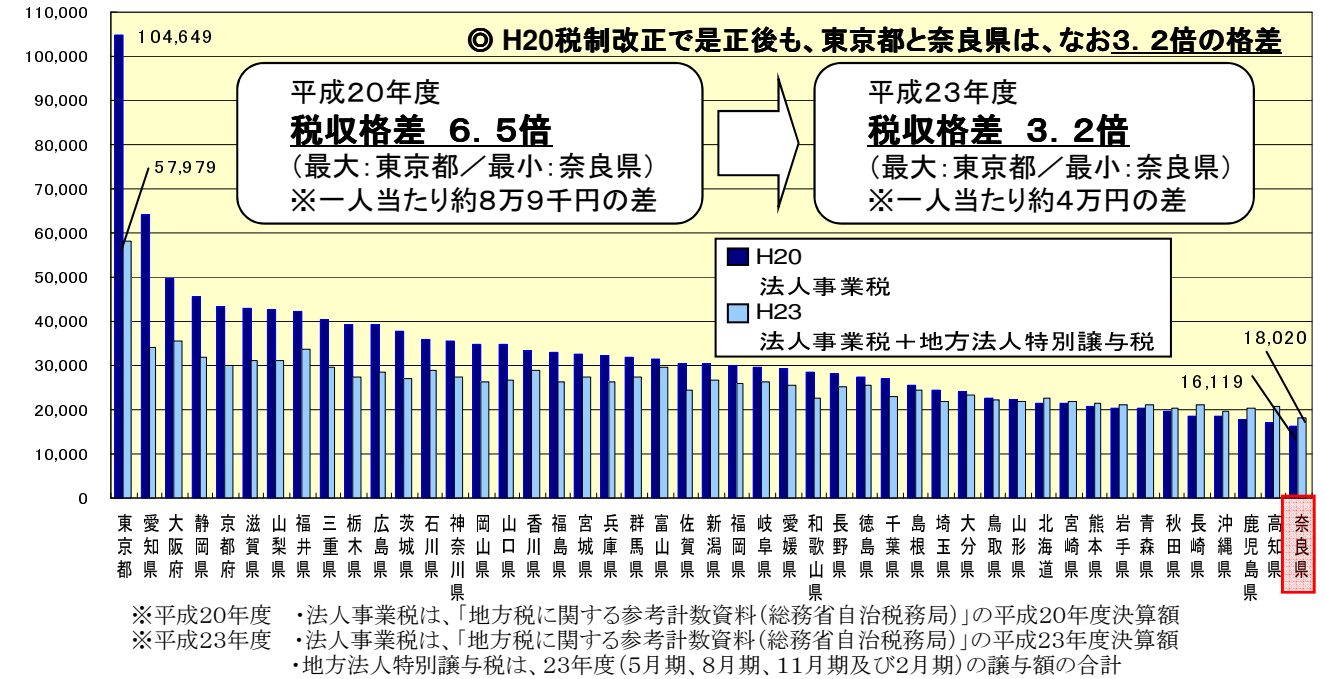
拡大

地方法人課税における課題

＜3＞ 税源交換について

現行の地方法人関係税は、安定性を欠き偏在性が高い。

＜法人事業税(地方法人特別税)1人当たり税収＞



＜4＞ 地方法人特別税制度の維持について

今般の地方消費税率の引き上げについては、税源偏在の是正効果は不十分である。

【県担当部局】 総務部税務課